V

			. 国央行
区分	変 更 前 (頁、行)	変 更 後 (頁、行)	備考
区分 第1章. 基本的 な事項 ②これまでの過 疎対策と課題・ 今後の見通し	変 更 前 (頁、行)  (4頁30行目)  心身障がい者 (児) 福祉の充実  障がい者 (児) の自立や生活の安定のための多様な ニーズに対応する施策が求められており、障がい者 (児) 福祉の拠点となる施設の整備について検討する必要がある。また、障がい者(児)及びその家族が充実した日常生活を送れるように障がい者(児)の福祉事業所等への協力や、これらの取り組みを実践するためのNPO法人化等を促進する。		

V

	t = V (= (c)		1
区分	変 更 前 (頁、行)	変 更 後(頁、行)	備考
3. 産業の振興	(24頁)	(24頁)	
	□事業計画(令和3年度~7年度)表中	□事業計画(令和3年度~7年度) 表中	
	持続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考	持続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考	
	2. 産業の振興 (3) 経営近代 化施設	2. 産業の振興 (3) 経営近代 化施設	
	農 業 国頭村農作物販売促 進施設整備事業 村	農業 国頭村農作物販売促 進施設整備事業 村	
		<u>農地耕作条件改善事</u> <u>業</u>	追加記載

V

			1 .			
区分	変 更 前(頁、行)	変 更 後 (頁、行)				
3. 産業の振興	(23頁24行目)	(23頁24行目) - ・観光資源である星空を保全するための光害対策や地域 啓発活動、星空ガイドの育成等を行い、持続可能なアストロツーリズム(星空観光)の推進に努める。				
	(25頁)	(25頁)				
	□事業計画(令和3年度~7年度)表中	□事業計画(令和3年度~7年度)表中				
	特続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考	持続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考				
	2. 産業の振興 (10) 過疎地域 持続的発展特別 事業	2. 産業の振興     (10) 過疎地域 持続的発展特別 事業				
	観 光 国頭村観光協会運営 補助金 観光協会	観光 国頭村観光協会運営 観光協会 補助金				
	国頭村トレイルラン ニング大会運営補助 金	国頭村トレイルラン ニング大会運営補助 村 金				
		星空観光推進事業    杜	追加記載			
	(47頁) □事業計画(令和3年度~令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)表中	(50頁) □事業計画(令和3年度~令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)表中				
	持続的発展施策区分   事業名(施設名)     事業内容   事業主体	持続的発展施策区分 事業名 (施設名) 事業内容 事業主体				
	2. 産業の振興 (10) 過疎地域 持続的発展特別 事業	2. 産業の振興 (10) 過疎地域 持続的発展特別 事業	and the second			
	観光	親 光  星空観光推進事業 【事業内容】  屋外照明改修等の光害対策や、 星空ガイドの育成等を行うとともに、国際ダークスカイ協会の 「星空保護区」の認定を目指し、継続的な星空観光の推進を 図る。 【事業の必要性】 通過型観光から滞在型観光への 転換に有効なアストローツーリズム(星空観光)を推進する必要があり、併せて世界自然遺産の 環境保全を図るために光害対策を実施あり、併せて世界自然遺産の 環境保全を図るために光害対策を実施する必要がある。 【見込まれる効果】 夜行性の野生生物(蛍、コノハズク等)の生育環境や観光資源としての星空を保全し、星空観光により観光をの増加、滞在型観光により観光での中加、滞在型観光への転換が見込まれる。	追加記載			

V

区分	変 更 前 (頁、行)	変更後(頁、行)	備考		
6. 生活環境の 整備	(31頁41行目)	(31頁41行目) ・国頭村の自然豊かな地域を保全・活用するため、景観計画を策定し運用しているが、建築等を行う際、多種多様な課題が生じてきているため、現行の景観計画の改定を検討する必要がある。			
	(32頁3行目)	(32頁7行目)  ・改定した景観計画を基に景観条例の改正やガイドラインの修正を行い、国頭村の良好な自然・集落景観を保全・促進する。修正したガイドライン等を運用することで、国頭らしい景観施策を展開し、本村の観光地としての魅力を保全・促進していく。			
	(32頁)	(32頁)			
	□事業計画(令和3年度~7年度) 表中	□事業計画(令和3年度~7年度)表中			
	持続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考	持続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考			
	5. 生活環境の (7) 過疎地域 整備	5. 生活環境の (7) 過疎地域 整備 持続的発展特別 事業			
	環境 環境保全・美化推進 事業 村	環境 環境保全・美化推進 事業 村			
	森林環境整備林道維 持管理事業 村	森林環境整備林道維 持管理事業 村			
	森林不法投棄回収事業	森林不法投棄回収事業			
		国頭村景観計画改定 事業	追加記載		

V

								. 国與刊
区分	変 更	前(頁、行)			変更	後(頁、行)		備考
6. 生活環境の 整備	(50頁) □事業計画(令和3年度~令和7年度	)過疎地域持続的発展特別事業分(再	4掲)表中	(52頁) □事業計画(令和:	3年度~令和7年度	)過疎地域持続的発展特別事業分(	再掲)表中	
	持続的発展施策区分 事業名(施設名)	事業内容	事業主体	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	
	5. 生活環境の整備 (7) 過疎地域 持続的発展特別 事業 環境			5. 生活環境の整備	(7) 過疎地域 持続的発展特別 事業 環境	国頭村景観計画改定事業 【事業内容】 景観計画の改定 【事業の空性】 国立公園の指定、世界自然遺産 登録をされたなか、現行計画について評価・検証を行く、大村内良好な自然景観を保全し、集落景観を保全し、集びあるため。 【見込まれる効果】 改定された景観計画に基づいて、国頭らしい景観施策を展開し、本村の観光地としての魅力を保全・促進していく。	杜	追加記載

V

		11771124	
区分	変 更 前 (頁、行)	変 更 後(頁、行)	備考
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(33頁29行目) ・本村の高齢者(65歳以上)の割合は30.4%(H27年国勢 調査)で、沖縄県平均の19.6%を大きく上回っている。	(34頁30行目) ・本村の高齢者(65歳以上)の割合は30.4%(H27年国勢調査)で、沖縄県平均の19.6%を大きく上回っている。全後団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の増加も見込まれるなど介護サービス需要がさらに増加、多様化していくことが想定される。	追加記載
	・人口に占める高齢の割合は年々高くなっており、高齢者のみの単独世帯も増加している。また、地域コミュニティの希薄化により、家庭や地域からの高齢者の孤立が問題となっている。	・高齢者介護を支える人材の確保については、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降現役世代の減少が顕著となり、大きな課題となっている。2025年、さらにはその先の2040年を見据えた介護サービス基盤の整備や地域包括ケアシステムを推進していく必要がある。	追加記載
	(34頁2行目)	(35頁12行目)	
	①社会参加と地域活動の推進 ・日常生活の中で、いきいきと活力ある生き方とするために、高齢者の方が取り組みたくなるようなきっかけづくりを行う。 ・既に活動をしている高齢者や団体については、活動の継続につながり、かつ活動の範囲が広がり、さらに高齢者自身の能力が発揮できるとともに、様々な活動に意欲的に参加できるよう支援を行う。 ②生きがいづくりの支援	・福祉施策及び介護保険事業、並びにそれ以外の高齢者に係る施策も包含した高齢者施策の総合的な計画として、下記の5点を重点的な課題と位置づけ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定する。 ①高齢者の地域包括ケア推進体制の充実 ②認知症施策の推進 ③介護予防・健康づくりの充実・推進 ④地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実 ⑤高齢者の多様な住まい方の支援	追加記載
	・高齢者が趣味、レクリエーション及び様々な活動などを楽しみながら生きがいを感じられるよう、様々なきっかけや機会を提供するとともに、活動の拠点となる場の提供や、活動の主体となる老人クラブやボランティア団体等の活動に対する支援を行う。 ・外出のきっかけ作りや送迎手段の確保など、高齢者の外出を促すための取り組みを行う。		
	(34頁34行目) ・障がい者(児)福祉の拠点となる施設の整備について 検討する必要がある。	(35頁40行目)  ・障がい者(児)が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう住環境の整備について充実させる必要がある。	追加記載

V

区分	変 更 前(頁、行)	変 更 後(頁、行)						
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び増祉の向上及び増進	(34頁37行目) ①心身障がい者(児)福祉サービスの充実 ・障がい者(児)の自立と積極的な社会参加を促すた め、公的施設を安全に利用できるようバリアフリー化等 による整備を推進するとともに、地域生活支援への協力 やNPO法人化等を促進する。 ・国が推進するノーマライゼーション(※)の理念に基 づき、心身障がい者(児)の社会参加の機会を創出する ための各種施策の充実を図る。  (※)ノーマライゼーション:「高齢者や障がい者で施設を 隔てず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていく正常な 社会のあり方」の概念  ②地域や関係機関との連携 ・心身障がい者(児)福祉に対する意識高揚を図り、地域における協力体制の強化に努める。 ・社会福祉協議会や障がい者(児)福祉事業所等と連携 し、障がい者(児)の社会参加を促進する。	(36頁2行目) ・下記の7点を重点的な課題と位置づけ、障害福祉施策の総合的な計画として国頭村障害者計画の策定、さらに福祉施策の具体的な成果目標を示すために国頭村障害福祉計画・国頭村障害児福祉計画を策定する。 ①広報・啓発及び権利擁護に関する施策の充実②ひとにやさしいむらづくりの推進③自立生活支援の充実④雇用、就労機会の充実⑤障害のある子どもの教育・保育の推進⑥スポーツ、レクリエーション、文化活動の推進⑦保健、医療及び発達支援の充実	追加記載					
	(35頁) □事業計画(令和3年度~7年度)表中  特続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考  6.子育て環境 の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進  (8)過疎地域 持続的発展特別 事業	(37頁) □事業計画(令和3年度~7年度)表中    持続的発展施策区分 事業名(施設名) 事業内容 事業主体 備考     6. 子育て環境 の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進     (8) 過疎地域 持続的発展特別 事業 高齢者・障害者   日本におまれる。						
		福祉	追加記載追加記載					

V

E /\		* =	¥ ( <del>=</del>			<u>*</u> =	// ( <del>T</del> / <del>T</del> / <del>T</del> )		· 四次(1)
区分		変	前(頁、行)			変	後(頁、行)		備考
7. 子育て環境の確保、高齢者	(51頁)	9年度。今和7年度	過疎地域持続的発展特別事業分(	五相/ 丰山	(54頁)	9年度。今和7年度	) 過疎地域持続的発展特別事業分(	面損/ 本巾	
等の保健及び福 祉の向上及び増	口争来訂四(74	3年及~〒和7年及) ┃	迴咪地域付統的	中梅) 衣甲	口尹来訂四(7和	3年及~7和7年及		円拘)衣牛	
進	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	
進	持続的発展施策区分 6.子育て環境の確保、 で保保、 で保健と での向上と 及び増進	事業名(施設名) (8) 過疎地域 持続的発展特別 事業	事業内容	事業王体	持続的発展施策区分6.子育で環境の育高部番福祉の向上及び増進	事業名(施設名) (8) 過疎地域 持続的発展特別 事業 <u>高齢者・障害</u> 著福祉	国頭村高齢者福祉計画・介護保 陰事業計画策定事業 【事業内容】 国頭村高齢者福祉計画・介護保 険事業計画の策定 【事業の必要性】 高齢者に関わる福祉施策及び介 護保険サービス、並びにそれ以 外の高齢者に係る各施策の見直 し、機能強化を図る必要があ る。 【見込まれる効果】 住み慣れた地域で生活いるもっま 現できるよう、総合のかつ効果 的な高齢者が、生きがい変をを実 現できるよう、総合のかつ効果 的な高齢者施策を推進していく 必要がある。 国頭村障害者計画等策定事業 【事業内容】 国頭村障害福祉計画・国頭村障 害児福祉計画の策定 国頭村障害福祉計画・国頭村障 電児福祉計画の策定 国頭村障害福祉計画・国頭村障 電児福祉計画の策定	事業主体 杜	追加記載
							【事業の必要性】 本村の障害のある人のための施策を推進する上での基本事項を定める計画として国頭村障害者計画を策定し、障害福祉サービス等の確保に関する計画として国頭村障害福祉計画・国頭村障害福祉計画を策定する。 【見込まれる効果】 基本的な権利を尊重し、障害のある人が主体的にさまざまな社会活動に参加できるよう環境づら全活がごさんが可能性にチャレンジできる社会の仕組みづくりを目指す。	杜	追加記載